九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

オウバァストーンの通貨論

深町, 郁彌

https://doi.org/10.15017/4362535

出版情報:經濟學研究. 27 (4), pp. 23-55, 1961-10-25. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

オ ウ ア ス ト 1 ンの通貨論

深

町

郁

彌

は じ め 17

的流通における一般的流通・支払手段―「現金」としての機能を取得するにいたることに 最も端的にあらわれている。 ある。それにともなってさきのイングランド銀行券は、これら信用的手段の支払手段として機能することとなり、 がさらに高まるとともに、新たに預金銀行の創出する預金貨幣が主要な流通用具としてその重要性を高めてくることで 内流通において、 行の支払準備機能は金属鋳貨ではなしに同銀行券によって果されるようになる。 (Cf., J. Clapham, The Bank of England, A History, Vol. II, p. 9)、資本流通の分野では従来からの商業的信用手段の流通 金銀行への転化という銀行業務 の制度的分化であり、 また通貨制度 という 視点からみれば、 イングランド銀行券が国 制度の頂点にたち、「信用の最終的拠点」たる地位にたっていたイングランド銀行への発券集中、個人、株式銀行の預 元性に由来する-産業革命の進展、 九世紀前半におけるイギリス信用制度の発達は、銀行制度という視点からみれば、一八世紀末 にはすでに国内銀行 従来金属鋳貨が機能していた一般流通でそれに代替し、 国内市場の拡大、 -を漸次実現する過程としてとらえることが可能であり、そしてそれはイングラ 統一にともなう国民的通貨の単一性の要請 機能するという 「新しい 機能」 を取得し かくしてこの時代の信用制度の発達 ――それは理論的には ンド銀行券が国民 般的等価の 諸銀

オ ゥ バ ア ストー ンの通貨論

第二十七巻 第四号 \equiv

になるー えない。 きよう。 あったといわれる は 属鋳貨によってではなしに自己の銀行券によって充足できるようになることによっ て完成段階に到達するといって差支 にたっていたが、そのさい供給される「現金」は、 八世紀末、イングランド銀行が同銀行券の正貨支払いを停止した「銀行制限条例」(一七九七年)以前、すでに同行 そしてこの事態はまたイギリスの国民的近代信用制度の発達を示す一つの道標ともみることができよう。 すなわちその中央銀行化は同行が流通界の「現金」需要を充足するような地位を銀行制度のなかで占めるよう が金属鋳貨である状態から同行の自己発行券への移行にイングランド銀行の中央銀行化の程度をみることがで の最終的拠点」であり、 -その供給する「現金」が金属鋳貨であってもよい――ことによって始まり、 それが同行の金属準備からの金 $\widehat{\mathbf{w}}$ H ・B・コート「イギリス近代経済史」矢口・荒井・天川訳一一二ページ参照)。 このように 供 給される 恐慌のさいの国内の信用連鎖の中断から生じる 「現金」―支払手段の供給者たる地位 同銀行券の流通領域のロンドン周辺への局限性のため、 金属鋳貨で

的実在 金属の節約を結果する近代信用制度の国民的領域での確立は、 もなう国民的 るものにほかならない。 組織化」とは右のような近代信用制度の確立、その軸点としての中央銀行化の完成、同銀行券の を必要としない……」(K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S.562. 向坂訳出三一三ページ) と述べているさいの、 増加がのぞましいことをとき、 ル . クスが国内貨幣恐慌時のイングランド銀行の行動に関連して、 そのようなばあいには信用貨幣の回収では にたいする国民的通貨の独自化がより高度になったことでもある。 (国内)貨幣金属の 節約という視点からみることができようが、さらにこのような「組織化」丁 またそれに続く国民的流通での金属貨幣の不要化という結論は、 続いて「国内の生産が組織化されているばあいには」、「国内では今日なんらの金属貨幣 一面では世界市場での世界貨幣 このような独自化はブルジ 直接には信用制度の発達にと 「現金」化を指してい ――般的等価物の歴史 「国内の生産 ョア民族国家 国内貨幣 なしに

券の兌換性高調の意義ならびに金属準備の防衛の問題も右の視角から取上げられねばならない。 このような意味からすれば、貨幣制度と信用制度の結接点である。 ほかならないから、 換が確保されねばならない。これまで述べてきたことから明らかなように、 その構成要素としてのみ存在するものであるから、 層高度化するのである。 に対応して信用制度の形成にともなって独自化が高度となった。国民的通貨 右の中央銀行信用貨幣を基底として――それを支払手段として―― の生成、その領域内における法制的措置にもとづく価格の尺度標準の確定、 いて、貨幣==一 右の転換 般的等価物に内包され、統一されている諸規定のうちの流通手段機能が形態的に自立化することに だが他面では商品流通が普遍的に世界市場流通として展開していくものであり、 (兌換)は貨幣諸規定の再統一を確保する制度的保証ということになる。 国民的通貨の独自化はあくまで相対的なものでしかなく、 -成立する諸々の信用貨幣 周知の一九世前半の時代におけるイングランド銀行 国民的通貨の独自化とは国民的流 それにしたがう鋳貨鋳造制度に端を発し、 中央銀行券 ――の世界貨幣への (広義の) すなわち世界市場、 中央銀行制度は 流通の段階に 国民 通 円滑な転 このこと 的 0) 流 領域 世 は

らとらえようとするものであり、 うに焦点を絞ることは中央銀行としてのイングラランド銀行を信用制度 としてだけではなしにさらに貨幣制度的視角か ての普遍 他方ではイギリス産業の資本制的基盤の確立によるそれを中心とする世界市場の展開 銀行券の国民的流通での「現金」化、口 それにともなうところの国民的通貨の世界貨幣からの相対的独自化の高 かくして右のような視角からの一応の帰結として一九世紀イギリス貨幣・信用制度の問題の焦点を |的性格の強まり の結果生起した世界貨幣との関連での国民的貨幣・信用制度という点に絞りたい。このよ このような視角にたつことによってこそイングランド銀行 商品流通の世界市場流通とし (さらに銀行制度全般) (-)イングランド 一度化、 0

界貨幣との関連における国民的貨幣制度の問題である。

第二十七巻 第四号

オ ゥ ァ ス

> ኑ 1

ン の

通貨論

五五

制度的改革ならびに政策をも十分に理解しうるように思われるからである。

度への干渉規制というかたちで――もちろんそういうかたちでしか行なわれえないも のではあるが 国内貨幣恐慌対策であり、後者は国際的貨幣恐慌対策である。 たいする国民的貨幣制度の安定性を確保しようとするものであったと言える。 き、さらにイングランド銀行券への法貨規定の賦与によってその「現金」化を助長するとともに、 ル条例制定にいたる法制的諸措置は、 迂余曲折はあるが、 発券業務と 預金業務の 制度的分化を促進し、 八一九年の兌換再開条例 (Resumption Act) に始まり、一八二六年、三三年の銀行条例を経て、 より具体的にいえば前者は恐慌における イングランド銀行制 --世界市場貨幣に 発券集中へ導 四四年のピ

論としては一方では貴金属の国際的均衡配分論をとり、 何故に彼が通貨 生じることになるのであるが。 での貨幣論的視角への傾斜である――そしてそのことから銀行主義と はまったく対照的にみえるほどの信用論の不毛も 理解できないように思われる。 なく、その基底にある貨幣論的問題との関連においてでなければ、その問題意識でさえとらええず、包括的に全体として (彼の規定では金証券 certificate)たる銀行券 のみを通貨とし、 もしこのような視角から歴史の推移をみるとすれば、この時代の銀行制度をめぐる論争も単に信用論としてだけでは 「への一致と金流出入の停止) -から始めて、通貨と信用の流通にたいする作用様式、銀行業の規定などを分析する (これに関連して 銀行券 -のみを統制の対象としたかが明らかにされる)。 また政策論上の問題としては、 小論で対象とするオゥバァストーンの理論、 したがって理論上の問題としては、彼の通貨=「現金」規定-·いわゆる「国内均衡」 したがって国内の正常な通貨水準と対外的な均衡 後者をそれ以外の信用的諸手段から本質、 と「国際均衡」 政策体系の基調となっているのは極度なま -が同時に達成されるという調和 金属鋳貨とそれの代理物 (対外為替相 機能の点 彼が

題を主な対象とし、後の政策論上の問題については別稿で取上げることとした。 制度の維持者としての中央銀行の政策、制度にかんするものであることを明らかにしたい。 本稿ではさきの理論上の問 において後者の優先的確保を主張したことを検証し、彼の提起した問題は、世界市場、世界貨幣にたいする国民的貨幣 的な思考をもたざるをえないにかかわらず、現実の問題意識の出発点は両者の不一致、中央銀行政策の点から言えば国 換性にたいする信頼の維持が必ずしも両立しうるものでないということであり、そして現実の政策としては前者の犠性 内貨幣恐慌緩和のための支払手段「現金」としてのイングランド銀行券供給(信用緩和)と金流出の防止、 同銀行の兌

(1)「オゥバァストーンの通貨統制論」向坂逸郎教授退官記念論文集『経済学研究』第二十六巻第五・六合併号)

通 貨 信 用

類 規

定

諸形態」(various forms of credit)——商業手形、小切手(預金)——から区別する根拠を本質と機能の面 しよう。彼はこれらの問題にかんして次のような証言を行なっている。 まずオゥバァストーンの貨幣(通貨)規定、銀行券のみを通貨として鋳貨と同じ範疇においてとらえ、 他の「信用の から考察

に貴金属の一定部分を割り当てるが、その部分は他の事情が不変であれば、ひとりでに変化することはない。貴金属は、 異なった国々に配分されるが、これらの諸法則はすでに研究され、いまでは十分承認されている。 には、私は最初の諸原理まで立戻ることをお許しいただかねばならない。 貴金属は特殊な諸法則の作用によって世界の 「二六六三号。なぜ貴方は預金を通貨(circulation)の定義のうちに 含 めないのか──その 質問にお 答えするため それら諸法則が各国

ליו ア ス 1 ١ ン 。 の 通貨論

オ

第二十七巻 第四号 Overstone, London MDCCCLVII, pp.343—344. 傍点—引用者。以下の引用では Tracts と略す) on Banks of Issue, in 1840, Tracts and other Publications on Metallic and Paper Currency, by The Right Hon. 質をもっている。 して、すなわちそれに関係せしめることによって他の全商品の価値を測定で きるところの標準として役立つものではな 量は各国における貴金属の量を決定する諸法則によっては決定されない。第二に、 それらは決して価値の一般的尺度と common medium of exchange)となること、これである。さらにそれはその諸機能を無限に継続して果すという特 the value of all other commodities)であり、それと関係せしめられることによってあらゆる商品の価値が確定さ ような幾つかの際立った特質をもっている。まず第一には、その量が貴金属を世界各国に割り当てる諸法則によって決定 紙券はこのような性質をもっているので、原則としてはその増加は等量の鋳貨にとって代ることになる。それらの紙券 鋳貨に転化せしめられて、各国の貨幣を構成する。 その鋳貨はそのまま流通することもあるが、 は、それはある程度まで、請求のあり次第持参人に鋳貨を支払うことを約束している紙券によって代理される。それらの ?使用されているところでは、金属鋳貨が紙券と一緒になってその国の通貨を構成している。 次に、それらは一国の貨幣に属する一般的交換可能性 (universal exchangeability) を有していない。」 (Evidence あらゆる契約が履行される標準(standard)であること、そして第三には、それはいかなるときにも、 第二には、それはいずれの国においても、 ところで預金も為替手形もなんらそのような特質をもってはいないと考えられる。第一に、それらの またいかなるところでも、一切の取引を精算する(adjustment)た めの 一般的交換媒介物(the 他の全商品の価値の一般的尺度 (the ところでこの貨幣は次の common measure 高度に発達した諸国で いかなる人

右に引用した証言はオゥバァストーンの貨幣

(通貨)

規定、

および銀行券を通貨のうちに含め、

他の

with Additions, London MDCCCLV III, Q. 3819, p. 88. 以下 Evidence in 1857 と略す)貴金属がまず貨幣であるのは世界市 equivalent)が存在することが必要であり、貴金属はそのような特質において受取られ、採用されるにいたっている。」 則が述べられているにすぎないが、一八五七年の証言ではこう述べられている。「諸文明社会間の交易関係を行うため (The Evidence, given by Lord Overstone, before the Select Committee of the House of Commons of 1857, on Bank Act, には、そのようなものとしてあらゆる国々によって受取られるところのある一つの一般的等価(some one universal **貨幣規定は世界市場における貴金属の機能から始められる。さきの引用ではこの点については 「国際的均衡配分」法** |国際間の取引――で「一般的等価」たることによってである。彼の国内貨幣 (通貨)の叙述はこの世界市場にお

2654, Tracts, p. 341) をもつことを基底とし、 常な状態では」一国の持分は貴金属それ自体が「内在価値 順序として各国における貨幣=貴金属の持分を規定する理論としての「国際的均衡配分」理論について述べれば、「正 各国の 生産 力の相 対的状態によって規定されると考えられている(Cf., (intrinsic value) | (Evidence on Bank of Issue, in 1840, Q

Evidence on Commercial Distress in 1848, Q. 1583, p. 570)°

ける貴金属==貨幣を前提として展開されている。

その国の貨幣 世界市場では貨幣は貴金属の地金形態であらわれるのにたいして国内流通では「貴金属は鋳貨に転化せしめられて」 貨幣―貴金属が国民的流通にとらえられるとき、鋳貨形態をとるにすぎず、 (通貨) を構成する。 この貴金属 地金 と鋳貨の区別は貨幣の機能の相違にもとづく形態上の分化 貨幣の諸機能は貨幣が一般的等価

オゥバ

ァスト

ーンの通貨

論

才

幣の諸機能を、貴金属の鋳貨への転化に続いて述べ、したがって鋳貨の行なう機能として述べているようである。 であることに由来するものにほかならない。 ところがオゥバァストーンは少なくともその叙述の上では国内流通での貨 ら彼が他方で述べている貴金属が「内在価値」をもち、世界市場で「一般的等価」 であるという主張は、その配分理論 だか

券にもあてはまるものとして稀釈化されてしまっていることのうちに最も明瞭にあらわれている。 このことは「一般的等価」の内容をなす「一般的交換可能性」が鋳貨の機能として、 さらに次にのべるように銀行 -量的規定——の面でわずかにあらわれているにすぎず、 貨幣の質的規定としては正しく継受されているとはいえな

「信用の諸形態」から区別されるのはどのような根拠によるものであろうか。 それはさきに引用した証言からみれば次 ところでそれ自身「内在価値を有しない」銀行券が、鋳貨とともに通貨を構成するとされ、 商業手形 や預金などの

第一に、原則として紙券の増加は等量の鋳貨の代替をもたらすものであり、 その量は究極的には一 国が本来保持しう 「国際的

る――生産力の相対的状態により規制されるところの-― 貴金属量に一致すること、すなわち貴金属の

配分」法則によって規定されること。

の二点に集約される。

を精算するための一般的交換媒介物」であり、「一般的交換可能性」を有すること。この二つである。 、通貨のうちに含められないのは、この二つの点を充たしえないという理由によるものである。 第二に、それは鋳貨とともに、そして同様に継続流通して貨幣の諸機能を果しうるもので、 なかんづく「一切の取引 商業手形や預金

まず第二の点からオゥバァストーンの論拠とするところを考察してみよう。 彼は為替手形を通貨から除外する理由を

用を行なうことによって自ら語るのに代えている。 求めた質問にたいして、 預金を除外したのと同じ理由からだと断った上で、フランス議会の報告書からの次のような引

2664, Tracts, pp. 344-345 督を継続的にうけているところの強大な会社によって発行されている持参人一覧払いの手形」 はいつでも貨幣も入手で 契約された未済の債務だということであり、支払期日に振出人=最初の債務者が最終の所持者=債権者に支払うまで それを売渡することが必要である。 われえないものであるから、いつでも表示されている貨幣額を与えるものではない。貨幣を直ちに手に入れるためには て譲渡することができるので、流通貨幣の性格をある程度もってはいるが、 その所有者にとっては一定期間後しか支払 約束手形や為替手形はある額の債務支払いを記載した証書であり、それ故に貨幣章標たりうる。 これらは裏書によっ 「裏書保証の必要もなく、その通過の痕も残さずに手から手へと移動する。」(Evidence on Bank of Issue, in 1840, Q 裏書した当時者たちは未済の債務によって拘束をうける。これにたいして 「政府の認可のもとに設立され、その監 また裏書によってしか譲渡できないということは、

それが裏書した当事者によって

とであろう。 最初の債務者が最後の所持者 (鋳貨)への転換が可能ではなく、その流通とは商品移転に応じる債権債務関係の拡大であり、 このような引用によってオゥバァストーンが強調しよ うとして いるのは、 (兌換) -遡及に応じる義務 が可能であり、 この限りでは銀行券の「一般的交換媒介物」規定、「一般的交換可能性」 その流通 -を負っているが、 これにたいして銀行券==持参人一覧払約束手形では即時的な貨幣への ―最後の債権者に貨幣での支払いを行なうまでは中間の裏書当事者の 自己の債務支払い (譲渡) は貨幣の受渡しと同様な効果、 商業手形が期限付であり、 すなわち取引の完了を意味するというこ をもつという主張は、 したがって振出 即時的な貨幣 その一覧

第四号

オ ゥ

ァ ス ۲ 1

ン 0

通

貨論

の いえよう。 立つのでは彼の兌換性の強調の意味を理解することはできなくなる。 法貨規定あるいは紙幣のもつ 強制通用力から 直接に 導き出されているのではない。 彼にあっては 右のような銀行券の 行券のもつ機能規定の根拠は貨幣=金への転換可能性の確実性、 すなわちその同一性に求められているわけであって、 一般的受領性という程度の意味でしかないことも明らかであろう。 金」規定は、 「現金」規定を法貨規定のもつ国家強制に直接結びつけて、 それが兌換性の稀釈化を意味するという立 銀行券の兌換性の排除を意味するものではなく、その確実性を基礎としてのみ成り立つ論理であると の転換が確実であることとに力点を付して把握されているのであり、 なおさきの「一般的交換可能性」とは国内流通 したがってこのような銀

- 点に立つものと推測可能である。 同条例では、 イングランド銀行券の法定鋳貨への兑換が維持されている限りにおいて、同行に(2) 以上述べた限りでは、オゥバァストーンの法貨規定にかんする理解は、一八三三年の銀行条例での法貨規定のとらえ方と同様な視 ear, The Pound Sterling, p. 234)。なお彼の法貨規定への言及は次のように、国内貨幣恐慌における「現金」供給をイングラン 原理は、この国の全紙券制度が、それがないばあいよりは少ない金量をもって機能しうるようにする意図で、地方の銀行家たちが ド銀行の金属準備からの金によってではなしに、同銀行券によって行ないうるようにし、「国内流通の紙券化」、国内鋳貨準備の機 自己の銀行券を金の代りにイングランド銀行券で支払いうるようにすることである。」(Evidence on Bank of Issue, in 1840, Q 能縮少→金属準備の縮減と国際的支払準備のみへの充用の促進という機能面にかん してのみ なされているに止まる。「法貨条項の おけるばあいを除いて、五ポンド以上のあらゆる額にたいして同銀行券を法貨とする、と規定されている(Cf., A. E. Feaveary
- (3) オゥバァストーンは銀行券を通貨とするばあい、イングランド銀行券だけでなく当然地方銀行券をも含めるが、両者の機能の点で ランド銀行の通貨と同程度に影響を与えるというのが貴方の意見なのか。——もちろん然り。………地方の発券銀行の紙券は、そ は「一般的交換可能性」という視角から若干の差を認めている。「三一九五号。地方銀行の通貨は価格や利子率にたいしてイング 3性格においてイングランド銀行券に非常に近いと考えるが、それらにはある種の事情がともなっている結果として無限に継続し

2865, Tracts, p. 411)

て一般的交換可能性をもつ程度がイングランド銀行券ほどには完全でないと思う。」(Op. cit., p. 478)

ぎず、 方では前述の信用制度の発達による国民的通貨の世界貨幣からの独自化と、 れるにいたることを指すものであり、そしてその根拠は銀行券の兌換性にあることを検出した。 味で使用され、それが国内流通において信用制度の発達にともない「現金」化し、一般的流通、 以上からオッパァストーンでは、国内通貨を構成する銀行券の「一般的交換可能性」とは一般的受領性というほどの意 究極的には世界貨幣としての金によって拘束されざるをえないという問題の両面が明瞭にあら われていると言え 他方ではそれがあくまで相対的独自化にす このような把握には一 支払手段として用いら

の「国際的均衡配分」法則によって規定されるが、これにたいして「信用の諸形態」の量はそのような法則によって規 発行は等量の鋳貨を代替するものであり、その量は究極的には一国の保持しうる貴金属量に一致する、 すなわち貴金属 次いでオゥバァストーンが銀行券を通貨を構成するとし、 -を取上げよう。 他の 「信用の諸形態」から区別する第一の根 拠 銀行券

定されないという主張

彼が銀行券発行が等量の鋳貨を代替し、その鋳貨は国外に輸出されると説く限りにおいては、

そこに主張されている

とえばリ 下=物価騰貴という過程を必然的な媒介環として持込んでいる。 もちろんこれは彼だけでなく彼に先行する論者 のは発券制度の成立にともなう銀行券による流通手段としての貨幣金属の節約にほかならない。 水準に通貨量が維持されるということを述べるに当つて、 彼は貴 金属 水準からの 通貨 量の一時的乖離、 券による代替節約によって国内流通にとって必要でなくなった貨幣が国外へ排除され、 本来その国が保持すべき貴金属 'n もそうしたことは周知のごとくである。だがこのように述べられるばあいには、 しかしながらこの銀行 単に銀行券発行 通貨価値の低

第二十七巻 第四号

7

ァ ス ŀ

I ン

0

通貨論

ゥ

され述べられている。 これにたいしてオゥバァストーンではその対象としたのが後の景気変動の問題であったことから(4) 約の問題にかんしてであれば、 通貨 価値低下、物価上昇という 媒介 環を介在 せ し め る ことは不必要かつ誤りである られている。 因する為替相場の変動、貴金属の海外流出、 であり、後者を規定するのと同じ法則によって規定されると言うのにたいして、 必ずしも明らかには述べられてはいない。 だが彼が一国の銀行券量を究極的には一国の貨幣=貴金属量に一致するもの ァドゥも同様であるが、彼にあってはその論理を成立せしめる基本的支柱が流通貨幣の節約にあることは明らかに感知 (Cf., J. L. Laughlin, The Principles of Money, pp. 267—269)。右の二つの全く異なった問題を混淆したという点ではリカ による流通貨幣の節約という問題だけではなしに、さらにこれとは全く異なった景気変動、それにともなう支払差額に起 後の問題に か んしては銀行券発行が等量の鋳貨を代替排除するとは言えない。 銀行信用によるこの変動局面の加速激化と い う よ うな問題が混入せしめ 他方その他の「信用の諸形態」ではそ またさきの流通貨幣の節

(4)リカァドゥの一文を掲げれば次のとおりである。「銀行の設立、 それに続くその銀行券の発行は、 それ故に、鉱山の発見と同様 Bullion, A Proof of the Depreciation of Bank Notes, The Works and Correspondence of David Ricardo, Vol. III, p. 53 かる通貨をなんの価値をも有しない通貨で代替せしめ、われわれをして貴金属(それは、わが国の資本の必要な部分ではあるが、 なんら収入をもたらさないものである)を収入をもたらす資本に転ずることを可能 なら し める ものである。」(High Price of 地金あるいは鋳貨の輸出の誘因として作用し、その目的が達成されうる限りにおいて有益なものである。銀行は最も費用のか

うではないとすることの現実的根拠は節約の視点からのみ理解可能である。

支払手段として機能するようになるとともに、他方では預金銀行制度の形成に導き、それにともなって資本流通では手 信用制度の発達は一方では集中的中央発券制度の確立を指向し、銀行券は一般流通へ入り、鋳貨に代って一般 預金貨幣(小切手)によって取引が媒介されるようになる。 銀行券が一般流通で直接に金貨幣を代替することによ

野での差額の支払いが主にイングランド銀行券――それも大額銀行券 者は貨幣金、 直接には個別資本にとつて意義があるにすぎない。このような信用制度の発達がもたらす貨幣節約の重層化、 自体が信用貨幣である銀行券の節約であるというように、 による貨幣金そのものの節約であるのにたいして、そのほかのものはいずれも資本流通における「現金」、それもそれ たがって貨幣費用の節約を実現することになるわけであるが、 銀行券流通によるものが一般流通での鋳貨の直接的代替 通速度の増大が考慮されねばならない。 のような銀行券である。さらに貨幣量の節約は貨幣の流通速度の増大によっても行なわれるが、ここでは貨幣資本の せしめることによって、 って貨幣の節約が実現されるが、また預金銀行制度は債権・債務相殺の技術、 この流通分野での必要通貨量は著るしく縮減される。そして縮減の対象となるのは、 貸出によって同一貨幣片の機能回数を促進する銀行制度の技術と、信用による商品転態の速度、その結果としての流 ストー したがって国民的に節約を意味するのにたいして、後者に属するものは、 ンの銀行券とその他の「信用の諸形態」 資本流通で 機能する「現金」 信用制度はその発達とともにこのように種々異なったかたちで必要貨幣量 との流通量規定法則の相違を主張する現実的根拠である。 は、 節約が重層化し分化したかたちであらわれることになる。 差額決済用の支払手段としてのみ 使 用 されるものだけとな ---でなされることに応じて、 機構 銀行券が対象とされる限りでは たとえば手形交換所 かかる発達段階では、この分 鋳貨ではなしにこ 分化が -を発達 ところ

と考えられる。 うるものである**、** 支払わるべき債務、 l しかし だからある意味では 『補助的通貨』の全上部構造は通貨の管理とは異なる問題を形づくっている。 いかなる形態のものであれ信用は確かに購買手段、 『補助的通貨 (Auxiliary Currency)』と称されるもの 支払手段、 取引遂行の手段となされ Ó それは金属 部を形成するもの

で彼はこの

両者の相違にかんして次のように言う。

オ

第四号

制すべきものとは異なる法則に従がう。」(A Second Letter to J. B. Smith Esq, 1840, Tracts, p. 199. 傍点—引用者)上にも、あるいは紙券通貨の上にも等しく構築されうるもので、 それが従う量的変動は金属貨幣の紙券による代替を規上、、、

れることとなる。だがオゥバァストーンではこの排除をもってその役割が否定されているというわけではない。 諸形態」は「一般的交換可能性」をもたないという規定と相まってそれらを 「通貨」から排除する基本的な立場が取ら 《現上では「補助的通貨」という規定を容認しながらも流通量規定法則の相違が強調される。かくて前述の 「信用 この点 の

5 発達せる信用制度のもとでの貨幣の節約の重層化、分化をマルクスが次のように三つにわけているのが示唆的である。

については節を改めて考察しよう。

- В 「一つの主要流通費は、自己価値である限りでの貨幣そのものである。貨幣は信用によって三つの仕方で節約される。 介する現実の商品取引の大いさと量とが不変であるばあいに、ヨリ少量の貨幣または貨幣章標が同じ務めを果す。このことは 諸取引の大部分にとって貨幣が全然なくてすむということによって。 流通する媒介物の流通が加速されることによって。………すなわち一面では加速は技術的である。言い換えれば、
- C 紙券による金貨幣の代用。」(K. Marx, Das Kapital, Bd. II, SS. 476—477. 向坂訳出一七九—一八〇ページ)

銀行業の技術と関連する。他面では、信用は、商品変態の速度と、したがって貨幣流通の速度とを速める。

通 貨 ع 信 用 ع の 関 係

銀行券のみを含

=

7

ウバァスト

i

彼に比すれば 関関係を論じていることである。(Vgl., G. Kepper, Die Konjunkturlehren der Banking und der Currencyschule insbeson-「信用の諸形態」にたいし著るしく注意を払い、 預金などの信用的手段を銀行券から区別し、 ンの理論に特徴的な一つの点は、 前述のように通貨を構成するものとしては鋳貨、 排除した点ではたとえばリカァドゥと同じでありながら、 それと通貨 ―とくに銀行券 ――とのあいだの変動の相

た点――ただし直接に統制可能なのは銀行信用のみとする――と鋭く対立する(いわゆる 通貨統制対信用統制)。本節 dere von Tooke und Newmarch, S. 71)° での考察はオゥバァストーンがそう主張した理由をも明らかにする。 信用を対置し、銀行券を他の諸形態と一括して含め、 除するについては、リカァドゥとは異なって、それ相応の理由付けを必要としたのである。通貨、実際には銀行券のみ の統制を主張した点は、オゥバァストーンを始めとして通貨主義を批判する銀行主義が、鋳貨(ならびに国家紙幣)に したがって彼が統制の対象として通貨――銀行券―― 統制対象とさるべきは銀行券だけではなしに信用全体であるとし -のみを取上げ、信用を排

まず通貨と「信用の諸形態」との量的変動の関係についての彼の見解を取上げよう。

るか。----通貨量の一時的変動のあいだに、他の一切の事情が変らないとすると、預金量はそのような変動によって影 credited to depositors 貸出によって形成された預金を指す——引用者)はこの国の貨幣量といくらか関連をもつものであ 事情が同一のばあいに、 銀行業者の帳簿に おける預金者への債務総額 (the aggregate amount

響やれると思う。」 (Evidence on Banks of Issue, in 1840, Tracts, p. 346)

常に強い程度その収縮の影響をうけるだろう。 うに為替手形は銀行取引(banking operation)の重要な一形態であり、 国の貨幣はその基礎をなすものであり、 「二六六六号。為替手形の量はどの程度が貨幣量に依存しているか。 この国の通貨に収縮があれば、もちろん信用の上に作用する。 為替手形はその上に構築されている上部構造をなすものであると考える。思 実際それらは紙券通貨量よりもはるかに著るしい程度収縮すると思われ 為替手形は信用の重要な一形態であるから非 一国の通貨はそれらの取引が遂行さるべき貨 非常に著るしい程度依存していると思う。

第二十七巻

変動の照応関係は直接的なものではなく、 「信用の上部構造」であることから、 このように預金、 手形などの「信用の諸形態」は、 通貨量の変動に照応してその量が変動するものと規定される。 しかしこの両者の 流通における物価およびその他の諸要因を媒介としてあらわれるとされる。 通貨をその基礎として―― 支払手段貨幣として―― -構築される

他の事情とともに変化する傾向がある。したがって貴金属を配分し、 の量には限られたかつ間接的な影響を与えるにすぎない。」(Op. cit., p. 450) 「為替手形は、一商品あるいはより多数の商品価格の一切の変動、 商業活動の一切の変化、 直接に紙券通貨の量を決定する諸法則は為替手形 信用の増減、 およびその

たとえば為替手形にかんして彼は言う。

が考えられている。為替手形のごとき「信用の形態」から区別されている「信用」とは、 的には「通貨の効率」を規定する貨幣節約の諸条件を意味するものと思われる。 て従属的地位を与えられているにすぎない。また貨幣要因には単に通貨量だけではなしに、「通貨の効率(efficiency)」 彼の言うところでは商品価格の変動因は通貨要因だけではない。 それはむしろ実物的な変動を加速せしめる要因とし 明示されてはいないが、内容

るものではなく(前出二六六六号参照)、 したがって右の点をあわせて考察すれば、通貨量と「信用の諸形態」との照応関係は、 また時間的にもずれをもってしか起りえないことになる。 間接的であり、 量的に比例す

(6)オゥバァストーンは価格—景気変動因について実物的 して規定する。 (ないしは心理的) 要因を基本的なものとし、 貨幣要因を従属的なものと

している他の諸国の状況の熱狂または停滞、多数の人びとがしばしば熱狂または停滞状態へと駆り立てられるところの感応性に作 相対的大いさにかんする誤算、作柄の変動、趣味や流行の変化、法律の制定や政治的事件、わが国と活潑な交易関係によって結合

ている。」(A Letter to J. B. Smith, Esq., Tracts, p. 167. 傍点—引用者) 最初に刺戟する諸原因(original exciting causes)である。通貨の管理は従属的要因である。それは原因となることはほとんど用する無限に多様な因果関係(causalties)――これらのすべて、またはそのうちの幾つかが一般に……景気の そのような変化を 商業の動揺の激しさを抑制したり、増大せしめたりすることをもってかなりの影響を及ぼしうるし、またしばしば及ぼし

(7)「通貨の効率」という概念はその内容規定は明示されてはいないが、前節で触れたような信用制度の貨幣節約機能との関連で考 される点である。 えられているものにほかならない。注意さるべきことはこれによって国内流通における通貨量と物価との一義的な変動関係が修正

in 1848, Q. 1423, Tracts, p. 513; cf., op. cit., p. 515) して通貨はより効率的となり、信頼が揺ぐと、通貨は効率的でなくなるということは真実である。通貨の効率の低下と通貨量の減 少はある点にかんしては同様な結果をもたらすだろう。だが両者は全く別の事柄である。」(Evidence on Commercial Distress 「同量の銀行券が異なった時期に通貨の諸機能を一層効率的に果すということ、信頼(confidence)が堅固であれば、それに比例

という政策的主張の理論的基礎である。(3) の「信用の諸形態」の統制はそれ自体としては必要でなく、 通貨――銀行券の統制のみで充分にその目的を達成しうる うものではあるが、基本的には前者によって後者が規定、 かくてオゥバァストーンの通貨と「信用の諸形態」との変動関係は、 制約される照応関係に ある ことになる。 量的、 時間的には一時的な不一致、乖離をともな そしてこの点は彼

どう考えていたかが明らかにされねばならない。彼の「信用の諸形態」の動きにたいする深い関心は実はこの問題に関 ところで通貨と「信用の諸形態」との関係については 「信用の諸形態」の通貨への転換についてオゥバァストー ンが

彼にあっては「信用の諸形態」は流通媒介物の諸機能を否定され、前述したところからわかるように、その動きが、 現

連するものであった。

規供給=-流通量増加を生ぜしめるという点に向けられている。彼が為替(商業)手形に関説するときでさえそれを「銀 は問題ではない。彼の関心は 行取引の重要な一形態」として述べていたことを想起されたい。 右の問題にかんして預金を例にとり次のように論じら 金通貨の物価=景気にたいする作用が能動的なのにたいして、むしろ受動的とされていることからして、それ自体として 「信用の諸形態」の動きが預金の引出し、 あるいは手形割引を通じて銀行券(通貨) の新

て彼の預金者から生じる要求を履行するにたるだけの量の紙券通貨――以前に流通していた紙券通貨 にかんしては事情が異なる。彼は不当にその発券を増加することによって、したがって有価証券を現金に換え、 増減は決して実際に流通している紙券通貨量に作用しえないものだからである。 しかしながら発券銀行の手にある預金 じている。非発券銀行家の手許にある預金は通貨の一部を構成するとは看做しえないと思う。というのはこれら預金 はそれに応ずる額のイングランド銀行券を手に入れうるものだから、 とによらないで、 る。この点に存在する混乱は、 ·預金にかんして奇妙な疑問が提起されてきた。ある人びとはそれらは自由に預金者によって引出され**、** 預金者の要求に応じる力をもっているわけである。」(A Second Letter to J. B. Smith, Esq., 1840, 銀行業務の機能と発券の機能が同一の機関のうちに不幸にも結合されていることから生 実際上通貨の一部であると主張しているのであ ――を獲得するこ

券によって応じるばあいだけということである。非発券銀行では手持の資産 はそれが通貨量の変動を生ぜしめる限りにおいてであり、そしてそれは発券銀行が預金の払出請求にたいして新たな発 彼が主張しているのは預金――ここでは明らかに要求払預金の意味である――の増減 が重要な作用を流 -銀行の 「真実資本」(これについては後 通に及ぼすの

Tracts, p. 200. 傍点—原文イタリック)

部への分離、地方銀行の発券停止、預金銀行への転化促進という一連の政策論の理論的基礎を提供しているからである。 れてはならない。というのはこれが、発券業務とそれ以外の銀行(預金)業務の峻別、イングランド銀行の発券部と銀行 発券によるルート以外の、 したがって右の水準を上廻る通貨量をもたらすものとして重要視し危険視していることを忘 れをもって彼が銀行券=通貨供給の一つのルートとして、しかも一国の「正当な水準」への一致を保証する金買上げ 券銀行により銀行取引の対象となる限りでのみ、それが銀行券(通貨)へ転化しうる――ただし後者の新たな追加供給 け入れによるものであるか、 銀行の貸出――割引あるいは貸付――によるものかというようなことは意識にのぼされて たな追加供給があるのか否かということに視点を限ってなされているのであって、 預金の形成が預金者による通貨の預 もって行なわざるをえず、したがってこのばあいには通貨の追加供給はないと言うのである。 してとらえられることが、オゥバァストーンにあっては通貨の創出としてとらえられているわけである。しかしながらこ の範囲内で行動し、 手形割引 -限りでのみ重要な意義をもつことになる。後述するように銀行学派では「信用諸形態」のあいだの相互転換と **一発券のばあいも発券という点に重点をおいて理解される。かくして「信用の諸形態」はそれが発** 現金準備内からの支払いができなければ、 手持の有価証券の売却によって入手した通貨を 問題への接近は

四号。では貴方が必要と考えられる要求払の紙券通貨にた い する のと同じ統制を 為替手形に 加えることは 必 要ではないのか。 の紙券通貨に統制を加えること、そしてそれが厳格かつ正確に規制されれば、一切の信用の諸形態、 な原理に反すると思う。私は健全な原理とは、貴方がたが原理に立脚して(金の流出入に従っての統制を指す――引用者)との国 | 切の銀行取引は信用の諸形態であると考えている。そこで信用の諸形態のいずれにたいしても直接的な制限を加えることは健全 銀行券のみを統制すべきで「信用の諸形態」は統制すべきでない、というオゥバァストーンの主張は次の通りである。 私は明らかにそれは必要でもなく、正しいものでもないという見解をもっている。私は為替手形を銀行取引の一形態と考え、 紙券通貨の上に構築されてい

アストー ンの通貨論

第四号

Issue, in 1840, Q, 3074, Tracts, pp. 450-451) る上部構造はそのばあい正しい限界 (legitimate bounds) 内に保たれること、であると解している。」 (Evidence on Banks of

(9)地方発券銀行のみについて言えば、その銀行券量の変動がイングランド銀行券のそれから後れてしか生じないこと、それが通貨 の後にイングランド銀行通貨の収縮から生じる信用ならびに物価にたいする圧迫がやってくる。それがもっと後の時期に地方銀行 放棄促進の根拠)。「一般に認められているところでは、イングランド銀行券の収縮の最初の影響は地方銀行通貨の増大である。そ 統制の重要な阻害因とされている。言うまでもなく発券が「信用の諸形態」を基礎にして行なわれることにその原因がある(発券 通貨の収縮をもたらすが、この仕方での地方銀行通貨の収縮はいずれも時間の点で後れて生じるものである。」(Op. cit., Q. 2728

る。しかし私には紙券通貨の全発行者が互いに同時に――一が他に従ってではなく―― 行動すべきであると思われる。彼らはすべ てこの国の貨幣取引の連帯せる統制者たるべきであると思われる。」(Op. cit., Q. 2722, p. 366.) 「イングランド銀行は(地方銀行の発券にたいして——引用者)信用および物価にたいするその作用を通じて**、**究極的統制を加え

の銀行券への転換を新たな銀行券=通貨の創出として把握するという点に集約して考察した。

以上、オゥバァストーンの通貨と「信用の諸形態」との関係を、量的な変動の基本的な照応関係と、「信用の諸形態」

の一形態として預金ー 周知のように、これにたいして銀行主義は鋳貨(および不換政府紙幣)と「信用の諸形態」とを区別し、 --小切手---、 商業手形等と同じ範疇に属せしめる。 したがって前述した「信用の諸形態」の銀 銀行券をそ

ちでその他の「信用の諸形態」の変動を結果せず、むしろ相反する動きを示すというものであった。(a) めるというように、 行券への転換は、一信用形態の他の信用形態への転換であり、一国の流通量が 「流通の必要」によって規定される限 銀行券の収縮は他の「信用形態」の増加をもたらし、またイングランド銀行券の収縮は地方銀行券の増加を生ぜし 相互に代替し合い、 ゆえに銀行券――とくにイングランド銀行券-――の変動はそれに照応するかた

On the Regulation of the Currencies, p. 28 ff, 天利訳五〇ページ以下参照 T. Tooke, An Inquiry into the Currency Principle. pp. 23—33. 玉野井訳、六二—七五ページ参照。

六ページ)もの一 は商業信用の直接統制は行ないえないから銀行信用の統制のみを行うべきである、ということであった。 右のような見解から当然帰結されるところは 統制に あたっては 銀行券――フラァトンの言を 借りれば 信用が : 自らを 発現していく 力学的な仕組みのうちでは最も幼稚なものに属している」(Op. cit., p. 51. ―のみを対象とすることは無意味であり、 全信用を対象とさるべきこと、 ただし可能性という点から 「信用の小銭

みとらえられている。景気変動と照応せしめてその運動を把握すればこうなるであろう。 もっていることになる。 両者の見解にはその内容に即して言えば信用制度の運動の二面性がいずれかの一面においての ら、また信用という点の同質性から通貨構成を平面化してとらえ、相互転換性、 代替性を全面的に固執するという面を もとで、同銀行券が「信用の上部構造」の基礎として――「信用の諸形態」の国内流通にかんする限りでの支払手段と 機械的に拡大適用しているのにたいして、 銀行主義は 「信用の上部構造」 の巨大さに比して現金基礎の 小 なることか して――「現金」規定を取得するという事実を極度に誇張して、 景気変動の一局面に妥当する照応関係をその全局面に このように銀行主義の見解を要約できるとすれば、 通貨主義がイングランド銀行を頂点として形成された信用制度の

だ消極的なものおよび観念的なものとして、単なる観念としてあらわれさせるものは生産の社会的性格にたいする信頼 拠して行なわれる。 である。」 (K. Marx, Das Kapital, Bd Ⅲ, S. こってこの局面ではイングランド銀行信用貨幣にたいする依存の必要はなく、 景気変動の過程で社会的生産の流動性が保たれているあいだは、商品取引は資本流通部面ではその大部分が信用 「信用が……富の社会的形態として、貨幣を駆遂してその地位を奪う。生産物の貨幣形態をなにかた 261. 向坂訳☆四○九ページ)信用は「現金」基礎から自立して運動する。 それ故に同行の信用統制がもし発動され に依

1

ליו

ァ

ス

あらわれる。この決定的な恐慌局面では、 用の諸形態」の「現金」への転換要求をみたすために生じ、それはイングランド銀行信用貨幣にたいする需要となって なわれる。だがそれに続いて再生産過程に梗塞が生じ、社会的信用(支払) 銀行信用への依存が強まっていくが、再生産過程の流動性がなお維持されている限りは、 たとしても 現金」基礎への転換、復帰が起り、支払手段への需要が、商業手形、地方銀行券、 1難としてあらわれ、国内における信用、再生産過程の梗塞を左右し、貨幣恐慌の激化の契機となるものである。 -もちろんその必要はないが したがって同行の信用制限の強弱は直接にその信用貨幣たる同銀行券の入手 ―その効果はない。景気がより上向局面へ発展していくにつれて、 連鎖の中断が生じる恐慌局面では、 さらには有価証券等の一切の「信 商品取引は信用に依拠して行 信用 信用 0 0

蔵されていることを示唆するものである。 る信用制度のもとでの通貨構成の立体的構造を充分把握してはいないことになる。 部構造の 用制度が 的照応関係として全面的に妥当するとしたものであったのにたいし、 の諸形態」 基礎 このように信用制度の運動は 「信用の諸形態」 への復帰拘束が生じる局面には全面的に妥当するものではない。 「現金」基礎として機能しているイングランド銀行信用貨幣 現金 の量に比しての流通銀行券の僅少性という事実にもとづくところの銀行券の把握は、 基礎から離れて自立的に運動しうるような循環局面にのみ無条件妥当を主張しうるものに止まり、「 の通貨量変動への基本的な照応関係を主張する通貨主義の見解が、後の局面を基礎とし、それを量 「現金」 基礎からの自立、 乖離とそれへの復帰、 銀行主義の相互転換、 -銀行券 それでは国内流通にかんする限りは信用の上 さきに引用 拘束という二面性においてあらわれ -の独自的地位、 代替性の理論は、 したフラァトンの、 このような欠陥が包 したがって発達 さきの信 世

しかしながら前述のようにオゥバァスト 1 シ の見解が つの現実的基礎を有するとはいえ、 銀行券を他の 一信用 の諸

務の一 形態 張につながるものである。だがこの点については節を改めて論じることにしたい。 元的 から絶対的に切離し、そしてそれのみに限定して物価=景気変動への能動的作用因を考察する視角は銀行信用 把握を排し、 発券のみを厳格な規制のもとにおき、 預金業務イングランド銀行部の自由競争原則の政策的主

銀 行 業

四

る行動原則の主張について具体的に言及することにする。 明らかにし、続いて以上のことを前提としてすでに若干触れてきたイングランド銀行の部門分割 および両部門の異なれ 資本の創造能力を有するものとし、預金業務(預金銀行) にそのような能力を否定するかたちであらわれることをまず 新たな通貨の創出 区別の直接の延長として構成されていること、通貨規定において、いかなる仕方によるものであれ発券のみを社会的に 貫徹する態容を考察したい。あらかじめ述べておけば、彼の発券業務と預金業務との区別は、通貨と「信用の諸形態」 った。これに続いて本節では、右の規定をうけて展開される彼の銀行業の規定を対象とし、 そのなかにその通貨規定が 以上の考察では、オゥバァストーンの通貨規定を中心に、通貨と「信用の諸形態」との関係を貨幣論的視角から取扱 -追加供給としてとらえる視角は、 銀行業規定のばあいには、発券業務(発券銀行)のみが追加的

、ゥバァストーンは発券銀行と預金銀行との機能の違いを次のように規定する。

ð

- 発券の銀行は流通媒介物の創造を委託されている。

預金と割引の銀行はその流通媒介物の使用、分配、または充用 (use, distribution, or application) にのみ関与す

るものである。

才 ゥ バ ァ スト ĺ ン 0 通貨論

第四号 四五

バアストー

ンの

前者の唯一 の義務は確実な担保にもとづいてその紙券を発行するための有効な手段をとり、 一定の規準に従ってその

量を調整することである。

後者の主要な目的と業務はできるけだ多くの割合の既存の流通媒介物を掌握し、それを払戻しのための安全と最高の

著作において預金銀行の業務にかんして次のようにも言う。 mer's Pamphlet on the Causes and Consequences on the Pressure on the Money Market, 1837, Tracts, p. 31) また房の 利潤率とをあわせもつような方法で分配することである。」(Reflections suggested by a Perusal of Mr. J. Horsley Pal·

人の保証を介入せしめることによって一階級から他の階級への資本の移転を容易ならしめることである。」(A Second 企業を所有してはいるが資本を要する人びととのあいだの媒介者として行動することである。 「銀行家の真の業務は他人の資本を使用すること、 つまり用途を求めている資本を所有している人びとと、 彼の機能は彼の判断と個 勤勉さと

Letter to J. B. Smith. Esq., 1840, op. cit., p. 225

ということであり、後の引用では「資本」の社会的移転、 の業務は、はじめの引用においては社会的に既存の する規定をうけて、新たな通貨創出としてとらえられていることである。 これにたいして預金 まず明らかなことは発券 -銀行券での銀行信用の供与――のみが、前述の銀行券を他の 「信用の諸形態」から区別 ―彼の規定に従えば流通内にあるところの 分配の媒介と規定されている。 割引という預金銀行 ・通貨の使用、

使用されているようにも見えるが、この点については若干の吟味を必要とする。 まず彼が一般に「資本」というばあい の仕方の相違、 ・ま発券業務についての規定は後に譲り、預金業務から述べることとすれば、 「資本」規定の内容が問題とされねばならない。 引用で見る限りでは 「資本」 は貨幣資本という意味で 右の二つの引用にあらわれている規定

には次のような意味で用いられる。

道路、 物、一切の原料、綿花、羊毛、絹、鉄等々は流動資本である。」(Evidence in 1857, Q. 3754, p. 66)このように彼の言う 「資本」はリカァドゥ以来の古典学派の規定をそのまま受継いで素材的視点 からみた――価値視点からではなく 「資本はそれによって産業が営なまれる諸商品から成り立つ。固定資本と流動資本がある。貴方の船、ドック、 橋梁、工場、倉庫等々は固定資本であり、貴方の食料、 衣服、 ならびに毎週労働者を維持していくのに必要な諸 埠頭、

実資本、すなわち生産資本あるいは商品資本を指すものにほかならない。 次に「資本」概念と関連して述べられる彼の 、(貨幣)の規定は、「資本を支配する手段もしくは用具(| (Op. cit., Q. 3754, p. 66)である。

段もしくは用具」の蓄積とすることに明瞭にあらわれている。 べき利子率を、右の現実資本と直接関連させていることや、 貨幣資本の蓄積というべ きところを、「資本を支配する手(言) がみられない結果として、産業資本の一形態としての貨幣資本、さらにはそれからの遊離部分を主な構成要素とする貸 付可能資本といった把握は欠除していると言うべきである。 このことは彼が貨付可能資本の需給と関連してとらえらる したがってこのような見解から窺がいうるところでは、さきに預金業務にかんして使用されていた「資本」なる用語 明確に貨幣資本と規定されていると考えることはできない。むしろ彼において価値視点からの「資本」概念の考察

カ 中 べ、他方では資本に関連させて述べていることも、全く異なったことを矛盾して主張しているわけではなく、 使用、分配による「資本」=現実資本の移転、社会的分配変更ということを、 その手段たる通貨の面からみてい その目的ないしは結果たる社会的な現実資本の分配変更という点からみているかの違いということになろう。 通貨の集

ところで、以上の諸点からみれば、オゥバァストーンがさきの引用において預金業務を一方では通貨に関連させて述

第二十七巻

光二十七巻 第四号

四七

ンの

通貨論

(11) オゥバァストーンが貨幣資本を範疇として把握できず、現実資本と混同していることについては、マルクスが「資本論」第五篇第 れるので、これ以上は論じない。ただ本文の叙述との関係で若干の引用を行なっておく。 一十六章で利子率への作用の問題と関連させて決定的な批判を加えているので、また小論にとってはこれまでの論及で十分と思わ

生産性(productiveness)における変化と関連している。」(Evidence in 1857, Q. 3749, p. 64. 傍点――引用者)利子率の基あり、程度あるいは継続期間にかんしての利子率における一切の重要な変化は、明確かつ直接に資本にたいする需要および資本の下…だが私は一国の貨幣量の変動から生じる利子率の変動は、その程度および継続期間の双方にかんしていずれも小なるもので 本的規定因としては現実資本、一時的、小幅な変動にのみ貨幣量——貨幣資本(非運用の貸付可能な)ではない——が関係させら

(Op. cit., Q. 3754, p. 66) いする需要が減少する時期はそれによって資本を支配する手段もしくは用具(通貨を指す——引用者)が蓄積される時期である。L 前注とも関係するが、さらに貨幣資本の蓄積というべきところを通貨の蓄積とする見解は次のようなかたちで述べられている。 「イングランド銀行における地金の蓄積が低い利子率と時を同じくするとい うこ とは ありうることである、というのは資本にた

れているに止まる。

のとは異なったもう一つの資本概念が銀行資本というかたちで持込まれてくる。 発券業務にかんして規定されたその考 業そのものの内部的問題としてとらえればどのようになるであろうか。ここではさきの資本を現実資本 とのみ理解する 中、使用、分配により現実資本の移転、分配変更を行なうものだということであった。 ところでこのような把握を銀行 これまでの考察から得られた一応の帰結は、 オウバァストーン の規定 では、 預金業務は、 社会的に既存の通貨の集

ているとみなしている。同行が、通貨の急激な拡大や収縮からの害悪を生ぜしめることなしに、 貸出しうると認められ 区別された、銀行の手にある真実資本(real capital)から得られる貨幣の支配を意味するものとして貴方は使用され 「わたくしはこの一節では資本なる語は、 イングランド銀行がその紙券創造力から得ているところの貨幣の支配から 察視角は次のとおりである。

る資本のうちに、貴方は同行の手に預託され、 かくて他人によって同行の正しい管理のもとに委ねられている資本と、

全く同行自身に属している資本とを含めている。……

Tracts, pp. 188-189. 傍点---原文イタリック) ないような仕方で、 また 条件にもとづいてのみ貸出さねばならない。」(A Second Letter to J. 発行力から得るところの資本、あるいはむしろ仮象的資本(appearance of capital)を、同行は過剰発行を生ぜしめ 同行の手に委ねられているもののような、その所持する資本を使用することは自由である。 イングランド銀行は、それ自らの判断により、はじめからそれ自らの資産であるもののような、あるいは他人によって しかし同行がその紙券通貨 ₽. Smith, Esq., 1840

してとらえられる発券は前述した「信用の諸形態」を基礎とするものであり、 金買上げのルートによるものはこれには り、発券は「真実資本」を上廻る「仮象的資本」の創造として区別されている。 因みにここで「仮象的資本」の創造と であって、そこで銀行の「真実資本」といわれているのは銀行それ自身の投下資本と借入資本(債務)である預金であ 以上の論述から得られる「資本」概念は、明言されているように、銀行の立場からみたその内部での銀行資本の問題

含められない。それは発券銀行にとっての「真実資本」である。

ば、それは「真実資本」の範囲内でのみ行動しうるにすぎないことになり、 それをこえる「仮象的資本」の創造は全く 与えうるにすぎず、預金のかたちで、 すなわち貸出――預金設定という方法でのそれ (派生的預金) は 認 められていな 行なえないことになる。発券=通貨の創造のばあいにのみ 銀 行はその 所 有する 「現実」の価値をこえて追加的資本を このような銀行資本における「真実」と「仮象的」の区別の視点を、これまで対象としてきた預金業務に適用すれ したがってこの限りでは預金は「現金」の預け入れによるいわゆる第一次的預金としてしか考えられていないわけで

第二十七巻 第四号 四九

ォ バ

アストー

ンの通貨論

ある。

分配変更という規定をあわせて考察すれば、 預金銀行の行動によっては物価―景気の一般的変動が生ぜしめられること なって、単に個別的な価格の騰落には止まらず、物価の全般的騰貴に導き、それによって景気の加速因として作用する はないわけで、生じうる変動は銀行の媒介の結果としての諸産業部門間における 個別的騰落にすぎないことになろう。 ということは社会的には直接、既存の通貨量への追加供給を意味するから、 預金銀行にかかる能力が否定されることと、さきの社会的に既存の通貨の集中、使用、 分配による現実資本の移転、 ところが発券銀行がその発券=通貨創造力を用いて 「真実資本」を上廻って追加的――「仮象的資本」を創造しうる 発券銀行の行動は預金銀行のばあいとは異

- (13) オゥバァストーンが「真実資本」の物的構成内容をどう規定しているかは明言されていない。散見する叙述から忖度する限りで Esq., op. cit., p. 200)、発券業務に関説するばあいには、「現金」——イングランド銀行では金属貨幣 価値」と対比してとらえられることによって前者が「真実資本」から除外されている。 務を論ずるばあいには、有価証券の擬制性――本来商品価値を代表する商業手形も同一視されている――が金属貨幣のもつ「内在 える――の支出によって購入されたものであることから「真実資本」の構成内容をなすとされるのであり、これにたいして発券業 を意味するもののごとく使用している。 この相違は預金業務では、有価証券は預入された 「現金」――彼は第一次的預金のみを考 は、預金業務にかんしては正しく「現金」、有価証券が含められているようであるが(Cf., A Second Letter to J. B. (後注 (14) 参照) —— のみ
- 助長されたり、生ぜしめられたりするとは思わない。――「過度の投機、およびそれから生じる有害な諸結果は一般に紙券通貨の 前貸によるよりも、 過度の発行、すなわち銀行信用の不当な拡張によって生ぜしめられ、あるいはともかくも下支えられ延引せしめられた信用の擬制 「三九九○号。それでは貴方はこれらの投機の時期が助長され、有害な効果が生ぜしめられたのは、銀行券とは関係のない資本の 銀行券の発行によるものであったという意見なのか。——私は甚だしく大きな害悪が真実の資本前貸によって

に先行する擬制的信用のいろいろな形態での拡張と関連している——その一形態は一八四四年以前の真実の貨幣(real money) 悪の限度のように思われる。真実資本の誤れる使用から生じる不都合は個別的かつ限度あるものである。産業の一般的困難はそれ 特殊のばあいには資本の前貸は、直接の関係をもつ当事者にとっては有害であり、損失を意味するかもしれない。しかしそれが害 的状態 (fictious state of credit) の結果である。 一般的かつ広範な害悪が真実の資本前貸から生じることはほとんどありえない。

すなわち地金にもとづかない紙券通貨の発行であった。」(Evidence in 1857, p. 157)

うことであった。それは具体的には次のように説明される。まず両業務が未分離の状態のばあいから始めよう。 発券業務の「真実資本」たる金属貨幣(準備)の範囲内でその変動に照応して行なわれうるような機構を確立するとい 難は発券業務のうちにある。分離論の政策的主張は、彼の意図では、発券業務が「真実資本」の範囲内、 が展開される。オゥバァストーンにあっては銀行業はその「真実資本」の範囲内で機能しなければならない。 以上のような発券業務と預金業務との機能の相違の主張に立脚して、イングランド銀行の発券部と銀行部への分離論 つまり同行 そして困

銀行にとっては「真実資本」を上廻る追加的資本の創造であり、 預金の引出にたいして、新たな発券によって応じられやすい。 いうまでもなくこのような仕方での発券は彼の理論 (abusive use) され、その「真実資本」を上廻る発券が行なわれがちである。 貸出 をもつ」「二機能がイングランド銀行内で結合されている」 (Reflections, Tracts, p. 30) ば あい、 同行の発券力は濫用 「多くの点でその管理を同一の手に安全に委託することが不可能であるような相容れざる性質(conflicting nature) 流通にとっては本来貴金属の流通量に照応する通貨量 ―割引および貸付 あるいは では

統制にたいして障害となっているのは、「競争的発券銀行が存在すること」を別とすれば、 彼の言うところでは、 このように発券業務と預金業務が一体として結合されているもとではイングランド銀行の発券 「政府の不確定にして絶えず

をこえる通貨の追加供給である。

ゖ ァ ス ŀ ĺ

ン -න

通貨論

第二十七巻

変動する需要」と 「商業の需要を充たし、 般的および私的信用 (public and private credit) を維持する義務」

貸付の仕方で行なわれようとも、その点では同じことである。 である。政府の財政上の不足を補塡するための公債担保による貸上は、彼の規定に従がえば、「真実資本」にもとづかな 創造すななわち通貨の追加供給を行なわしめる契機となる右のような政府、 い、それをこえる追加的資本の創造すなわち通貨の追加供給である。また彼が最も強調する後者も、それが手形割引 Country Issues, during the Year 1839, 1840, Tracts, p. 135)の二つであり、とくに強調しているのはそのうちでも後者 (Remarks on the Management of the Circulation; and on the Condition and Conduct of the Bank of England and of the したがって彼の両部門分離の政策的主張は、 商業界とイングランド銀行発券業務との連 追加的資本

分であるというのが彼の基本的な立場であったことは言うまでもない。(**) 時期の発券は理論的には銀行の追加的資本の創造によって行なわれ、 に対応するため必要とされる「現金」需要を同銀行券によって充足せしめることの拒否を意味するものであった。 うこと、すなわち発達した信用制度のもとでは中央発券銀行の機能となるところの、 ところでこのような主張は、彼の言葉を借りれば、同行が 「一般的および私的信用を維持する義務」を負わないとい したがって社会的には正当な通貨水準をこえる部 恐慌の一段階である国内貨幣恐慌

関を切離すという意図でなされたものであった。

んしては、預金業務は「真実資本」の範囲内でのみ行動しうるにすぎず、 以上のように発券業務 個別的なものに止まるという規定の当然の帰結として、 -発券部-―にその政策的主張の論点が集中するわけであるが、 一般の預金銀行とともに自由な競争原則に従がって行動す ためにその流通に及ぼす影響はたかだか部分 これにたいして銀行部にか

ることが推奨される。(Cf., Evidence in 1857, Q. 3648, p. 11,)

銀 実のうちにも看取される。 Bank of England, A History, Vol. II, p. 188)小論の分析はこのような誤りがオゥバァストーンの発券業務と預金業務の 地位を強調し、 場へ進出し、その結果、条例にもとづく発券制限とも相まって、 一八四七-八年の貨幣恐慌の激化を招来したという事 の銀行条例のもとで、 る自由競争原則の適用の主張が、この政策ルールを否定するものであることは、 それが政策的に実現された一八四四年 History, Principles and Practice of Banking, Vol. I, p. 371)、という提言である。 オゥバァストーンの銀行部にたいす ば 時には割引市場の外に止まり、緊張時(in time of stress)には市場の追加資金需要に応じて割引の銀行とならなけれ の事実に立脚する政策ルールの定式化が、パーマーによる一八三二年の、イングランド銀行は受動的にのみ行動し、 る。 いることの誤りは明らかである。「『今日では逆説的にみえるかもしれないが』、疑いもなく、イングランド銀行の中心的 度においてイングランド銀行の独自的機能、 公行 ならない この主張は、さきの国内貨幣恐慌時における「一般的および私的信用を支持する義務」の拒否とともに、 歴史的にみれば、 たる程度を弱めたことであった。L. (King, History of the London Discount Market, p. 103, in J. Clapham's The (Evidence in 1832, Q. 72-83, 178-188, in Feavearyear's 強化したところの条例(一八四四年銀行条例を指す――引用者) 同行への発券集中、同銀行券の「現金」化を基礎として同行は信用の「最終的拠点」となる。こ 銀行部が一般預金銀行との競争的立場に立って割引率を引下げるという手段に訴えて積極的に市 以上の点からみれば彼がイングランド銀行の中央銀行化を発券集中のみに集約してとらえて およびそれに発する行動原則を結果的には否定するということになってい The Pound Sterling, p. 231, cf., J. W. Gilbart, The の最初の効果は 『同行をして 以前より 中央 国内信用制

オゥバァストーンにおいては、発券統制の障害となると言われているのは、 本文中で指摘したように、 政府およ

「論的把握のうちにすでにその萠芽を有するものであることを示したに止まる。

整 ――リカァドゥ発券制度論の問題点」『経済学研究』第二十五券第一号、六五―六六ページ参照)。 換停止下の銀行券減価 局との連関、それからの発券当局の独立性のみが主張されている。等しく発券業務の分離を主張しながらも両者のあいだには、兌 び商業界との連関であるが、 (Cf., D. Ricardo, Plan for the Establishment of a National Bank, Works, Vol. IV, pp. 281—289. 拙稿「兑換と発券の調 (リカァドゥ)、景気変動(オゥバァストーン)という対象の相違に応じて防がるべき障害も異なっている 彼が実際に強調し論じているのは後者である。これにたいして、リカァドゥにおいては、

(16)オゥバァストーンではこのように国内貨幣恐慌緩和のため発行される銀行券 ——支払手段 「現金」——は、 その機能上の流通手 み必要な 「政府の一時的な干渉」という把握においてのみ認める。「危険の第一の種類のもの(為替相場の不利、 国内パニックの時期 ているわけではない。そしてそれを原理的には予測しがたい、したがって原理に立脚している銀行の統制によっては対処不可能な London, against the Bank Charter Act, 1847, Tracts, pp. 302—303)。 だが 現実的には「制限外発行」の必要を全く否定し しめるものとおれている (Cf., Evidence in 1857, Q. 3654, 3655, The Petition on the Merchant, Bankers, and Traders of 益かつ健全な(salutary and wholesome)効果」をもたらすものであり、「制限外発行」 はこの 効果の 到来を 人為的に遅延せ できないことになる。 すなわち彼の言うところでは逼迫(pressure)は過剰取引を正常な取引水準に復帰せしめる限りでは「有 での一国の貴金属量に照応する通貨量をこえる部分として規定される。この理論的立場による限り、彼は一八四四年条例の制定の 段との差異を無視して、銀行の「真実資本」を上廻る追加的資本の創造によって行なわれ、したがって社会的には均衡状態のもと ている(一八四四年条例を指す――引用者)。 危険の他の原因は対処不可能なものである。 国内パニックからくる銀行券の兑換停 止を防止する有効な手段はない……。」(Evidence on Commercial Distress, in 1848, Q. 5287, Tracts, p. 634)そして国家に ――引用者)は原理にもとづいて対処できるものであり、したがってそれによる兑換停止の危険にたいしては立法が備えを行なっ および引続いて問題とされた「発行緩和条項 (Relaxing-Power)」、それにもとづく「制限外発行 (extra issue)」 は是認 ――一八四七年も一七九三年の対仏開戦を契機とした政治的不安によるパニックと同列に論じられる――にの 金の国外流出

これまで考察してきたところではオゥバァストーンに おいては発券集中という点にかんしてはイングランド銀行の中

よる一時的な干渉は具体的には「事実上、それは個人信用(individual credit)の代りに政府信用(credit of Government)を

介入せしめること」(Op. cit., Q. 5157, p. 906) と規定されている。

央銀行化が高調されるにかかわらず、 づくものであった。 -国内貨幣恐慌に対処する機能 しかしながらこの国内貨幣恐慌に対処する機能の拒否が一つの政策的主張としてあらわれるばあい ――を拒否する傾向が存在していた。 それは銀行業務にかんする誤った理論にもと 国内流通、 信用制度にたいする、 発券集中にともなって生じてくるその独自的機

には、その理論は政策の正当性を支える根拠としての意味をもってくる。

信用制度のもとでは中央銀行券の兌換性にこの制度的要件が附着せしめられる。 円滑に行なわしめるためには独自化された国内通貨の世界貨幣への転換が制度上保証されなければならない。 段化にもとづくし 分化となってあらわれてきている。 の維持と国内貨幣恐慌に対処するための発券―「現金」供給 本主義の確立によって商品交換の、国境をこえ、普遍的に展開する性格が一段と明確にあらわれるとともに、 かも僅かな金=貨幣基礎の上に形成されるという信用制度の本質からすれば必ずしも両立しえないところの、 国民的信用 世界貨幣と国内貨幣との機能上の差異はこの段階では前者の貨幣金にたいし 後者の紙券=信用貨幣という形態上の |制度の発達は世界貨幣からの国民的通貨 の独自化を単なる金属鋳貨流通の段階よりは一段と高度ならしめ ―と「義務」はこの独自化にともなって生じるものにほかならない。しかしながら他方において産業資 さきの中央発券銀行の国内貨幣恐慌に対処しうる能力――同銀行券が一般的支払手 ――を行なわなければならない。 かくて中央発券銀行は二重の機能 商品交換を 発達せる

連鸚を基礎として展開する国際的貨幣恐慌からの国民的信用制度の混乱 を防ぐということを政策の基本的目標とするた めであったと言えよう。このばあい、これまで考察してきた彼の理論はそのことの正当性を論証する支柱としての役割 才 ァ ストー ンが後の機能をとることを拒否する傾向を示すことは、さきの兌換性の維持、それによって国際的信用

*